

議案 第69号

山都町物産館条例の一部を改正する条例の制定について

山都町物産館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年9月8日 提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

新道の駅物産館運用開始に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町物産館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町物産館条例の一部を改正する条例

山都町物産館条例（平成17年山都町条例第118号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 物産館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
虹の通潤館	山都町下市184番地の1
道の駅通潤橋	山都町城平660番地

第3条中「虹の通潤館（以下「物産館」という。）」を「物産館」に改める。

第7条第3項中「第6条の」を「前条の」に、「第6条中」を「同条中」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

山都町物産館条例(平成17年山都町条例第118号)新旧対照表

現行	改正後（案）						
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 物産館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 虹の通潤館</p> <p>位置 山都町下市184番地の1</p> <p>(業務)</p> <p>第3条 虹の通潤館(以下「物産館」という。)は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第6条の規定は、第1項の規定により物産館の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第6条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 物産館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1055 424 1924 568"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>虹の通潤館</td> <td>山都町下市184番地の1</td> </tr> <tr> <td>道の駅通潤橋</td> <td>山都町城平660番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>(業務)</p> <p>第3条 物産館 _____ は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前条の規定は、第1項の規定により物産館の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、同条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p>	名称	位置	虹の通潤館	山都町下市184番地の1	道の駅通潤橋	山都町城平660番地
名称	位置						
虹の通潤館	山都町下市184番地の1						
道の駅通潤橋	山都町城平660番地						